

義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

義務教育費国庫負担金は、1985年の旅費、教材費の削減を始めに、恩給費、共済費追加費用、共済費長期負担金、公務災害補償基金負担金など、段階的に削減されてきている。2006年度予算では義務教育費国庫負担金の負担率が2分の1から3分の1へと引き下げられ、史上初めて教職員給与本体に手がつけられ、8500億円が一般財源化された。

この結果、義務教育費国庫負担金における人件費は2兆6000億円から1兆7,500億円に引き下げられたばかりか、2分の1負担という義務教育国庫負担制度の根幹が崩壊した。その過程で文部科学省主導による「総額裁量制」も導入されており、教職員給与費のみならず教職員の配置定数までが極めて不安定な状況に追い込まれている。

義務教育諸学校における学校事務職員及び栄養職員の給与費を国庫負担制度から除外することは、国の負担を地方へ転嫁するものであるのみならず、学校現場において、教師と同様重要な役割を担っている学校事務職員及び栄養職員の職務を軽視するものと言わざるを得ない。

いじめ、不登校、学級崩壊、青少年の非行などが社会問題化する今日の教育状況を考えた場合、むしろ教育予算の拡充こそが求められているのであり、給与費の削減は時代に逆行するものである。

よって、国家存立の中核をなす教育の重要性に鑑み、政府におかれましては、豊かな教育を実現するため、義務教育費国庫負担制度を引き続き、堅持されると共に、教育予算の一層の充実を図るよう、下記事項について強く要請する。

記

1. 豊かな教育を実現するため、教育予算を拡充すること。
2. 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。学校事務職員（学校図書館司書を含む）及び学校栄養職員を同制度の対象から除外しないこと。
3. 30人以下学級、少人数制学級など、多様な学習ができる教職員定数配置を十分保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2006年10月13日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣